

元監査公表第3号

地方自治法第199条第2項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和元年7月4日

福岡市監査委員	平	畑	雅	博
同	松	野		隆
同	谷	山		昭
同	篠	原		俊

行政監査の結果に関する報告及び意見の提出について

地方自治法第199条第2項の規定により行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出するとともに、同条第10項の規定により意見を提出する。

# 平成30年度行政監査の結果について

## 目 次

### 【監査結果報告】

第1	監査の概要	P 1
1	監査のテーマ	
2	監査の目的	
3	監査の対象	
4	監査の期間	
5	監査の主な着眼点	
6	監査の方法	P 2
	(1) 調査票による事前調査	
	(2) 実地調査	
7	関係通知等	P 4
	(1) 国からの主な通知	
	(2) 福岡市の取り組みの経緯	
第2	監査の結果	P 6
1	AEDの設置状況について	
	(1) 設置施設について	
	ア 所管局別設置状況	
	イ 施設区分別設置状況	P 7
	ウ 台数別設置状況	P 8
	エ 導入年度別設置状況	P 9
	(2) 未設置施設について	P 10
	ア 未設置施設数	
	イ 未設置の理由	
2	AEDの調達方法	P 12
	(1) 調達者別取得状況	
	(2) 契約形態別年間契約金額	
	(3) 契約形態別1台当たりの年間費用	P 13
3	AEDの管理状況	P 14
	(1) 設置場所について	
	ア 学校以外の施設の設置場所	
	イ 学校での設置場所	

(2) 使用可能時間について	P 15
ア 常時使用について	
イ 学校施設開放時の使用について	
(3) 表示について	P 16
ア 入口における表示	
イ 誘導・案内表示	P 18
ウ 設置場所の表示	P 19
エ その他の表示	P 20
(4) 日常点検について	P 22
ア 点検担当者の配置について	
イ 日常点検の実施状況	P 23
ウ サポートサービスについて	P 25
(5) A E D本体及び消耗品の管理の状況	P 26
ア A E D本体の耐用期間	
イ 消耗品の使用期限	
ウ A E D本体や消耗品の使用期限等を記入した表示ラベルについて	
エ 消耗品の定期及び使用後の交換のリース契約書(仕様書)への記載の有無	P 28
4 救命講習の受講状況	P 29
(1) 本市A E D設置施設における救命講習の受講状況	
(2) 施設独自での救命講習会の開催状況	P 30
(3) 市立小中学校での救命教育の実施状況	
5 指定管理施設におけるA E Dの管理等の状況	P 31
(1) A E Dの管理等についての協定書等の規定	
(2) A E Dの管理等についての市への報告	
6 A E D設置の情報提供の状況について	P 32
(1) 福岡市ホームページ(Webまっぷ)へのA E D設置情報の登録状況について	
(2) 一般財団法人日本救急医療財団ホームページへのA E D設置情報の登録状況について	
7 A E Dの使用実績等について	P 33
(1) 市有施設における心停止事例	
ア 年度・発生場所別心停止事例	
イ 施設区分別心停止事例数	
(2) 本市における心肺機能停止傷病者の状況	P 34
監査委員の意見	P 35

## 【監査結果報告】

### 第1 監査の概要

#### 1 監査のテーマ

AED(自動体外式除細動器)の設置及び管理等について

#### 2 監査の目的

自動体外式除細動器(以下「AED」という。)は、心臓に電気ショックを与え、正常な心臓の動きを取り戻すために用いる医療機器であり、心停止者に対する救命活動時に使用される。平成16年7月に国により非医療従事者によるAEDの使用が認められて以降、本市においては様々な施設でAEDの設置が進められてきた。

一方、AEDは薬事法に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適正な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある医療機器である。

したがって、緊急時に有効に使用できるよう、効果的かつ効率的に設置するとともに適切な管理を徹底していく必要があることから、今後のAEDの適切な管理・運用に資することを目的とし、多くの市民が利用する公の施設や庁舎など本市の施設における設置及び管理等について検証するものである。

#### 3 監査の対象

##### (1) 市有施設を所管する所属

(平成25年9月27日厚生労働省医政局長通知「自動体外式除細動器(AED)の適正配置に関するガイドラインについて(通知)」(以下「ガイドライン」という。)においてAEDの設置が推奨される施設等)

##### (2) AEDの設置及び管理等に係る所属

(保健福祉局健康医療部地域医療課、消防局警防部救急課等)

#### 4 監査の期間

平成30年5月から同31年3月まで

#### 5 監査の主な着眼点

- (1) 設置状況は適切か。
- (2) 購入やリース契約は経済的に行われているか。
- (3) 設置場所及び表示は適切か、また、日常点検が実施され、適切に管理されているか。
- (4) 救急救命の講習が実施され、適切に受講しているか。
- (5) 指定管理施設におけるAEDの管理等は適切に行われているか。
- (6) 関係機関への情報提供は適切に行われているか。

## 6 監査の方法

### (1) 調査票による事前調査

#### ア 調査目的

AEDの導入状況、管理等について確認するために文書による全局区等への調査を行った。

#### イ 調査対象

ガイドラインにおいて、AEDの設置が推奨される施設に該当すると考えられる市有施設(医療関連施設及び市営住宅は除く。)

#### ウ 調査内容

平成30年5月1日現在におけるAEDの導入状況、管理等について調査を行った。

#### エ 調査期間

平成30年5月31日から同年6月28日まで

### (2) 実地調査

#### ア 調査目的

設置状況及び設置場所の表示の状況等の実態を把握するために実地調査を行った。

#### イ 調査対象

調査票調査の結果を踏まえ、次の視点及び施設所管局区や施設の所在場所等のバランスを考慮して抽出した70施設のAED96台。(うち3台については調査票調査実施後に設置されたもの。)

(ア) 耐用期間や消耗品の有効期限が超過しているAEDを有すると考えられる施設

(イ) 点検を行っていないなど管理上のリスクが高いと考えられる施設

(ウ) 表示がない又は設置位置が入り口から遠いなど、AEDの利用に不便があると考えられる施設

(エ) 過去に心停止事例がある又は心停止事例のあった施設の類似施設であるなど、AEDを使用する頻度が高いと考えられる施設

(オ) 参考となる事例があると考えられる施設

#### ウ 調査内容

監査の着眼点を踏まえ、下記の視点等により現物の確認及び担当職員へのヒアリングを行った。

(ア) 設置位置は適切か。

(イ) 表示は適切か。

(ウ) 管理状況は適切か。

(エ) 点検の記録はつけているか。

#### エ 調査期間

平成30年9月3日から同31年2月4日まで

実地調査対象施設一覧

No.	局等	施設名	所在区	No.	局等	施設名	所在区
1	財政局	本庁舎（北別館舎）	中央	29	住宅都市局	東平尾公園 レベルファイブスタジアム	博多
2	市民局	青葉公民館	東	30	住宅都市局	東平尾公園 博多の森テニス競技場	博多
3	市民局	多々良公民館	東	31	住宅都市局	東平尾公園 博多の森陸上競技場	博多
4	市民局	東体育館	東	32	住宅都市局	東平尾公園大谷広場 ※	博多
5	市民局	市民体育館	博多	33	住宅都市局	東平尾公園弓道場 ※	博多
6	市民局	中央体育館	中央	34	住宅都市局	東平尾公園 博多の森補助競技場 ※	博多
7	市民局	ももち体育館	早良	35	住宅都市局	福岡市動物園	中央
8	市民局	西新公民館	早良	36	住宅都市局	松風園	中央
9	市民局	西体育館	西	37	住宅都市局	舞鶴公園管理事務所	中央
10	市民局	総合西市民プール	西	38	道路下水道局	天神自転車駐車場	中央
11	子ども未来局	東部療育センター	東	39	道路下水道局	市営天神中央公園駐車場	中央
12	子ども未来局	めばえ学園	博多	40	道路下水道局	井尻駅前自転車駐車場	南
13	子ども未来局	子ども総合相談センター	中央	41	道路下水道局	藤崎バス乗継ターミナル	早良
14	子ども未来局	あゆみ学園	南	42	港湾空港局	福岡市海浜公園	早良
15	子ども未来局	西部療育センター	西	43	港湾空港局	福岡市ヨットハーバー	西
16	保健福祉局	障がい者スポーツセンター	南	44	東区役所	東区役所	東
17	保健福祉局	心身障がい福祉センター	中央	45	東区役所	東市民センター	東
18	保健福祉局	老人福祉センター早寿園	早良	46	博多区役所	博多区役所	博多
19	保健福祉局	老人福祉センター福寿園	西	47	博多区役所	博多市民センター	博多
20	環境局	西部工場	西	48	南区役所	南区保健福祉センター	南
21	環境局	西部工場運動施設	西	49	城南区役所	城南区役所	城南
22	経済観光文化局	はかた伝統工芸館	博多	50	城南区役所	城南市民センター	城南
23	経済観光文化局	福岡国際会議場	博多	51	早良区役所	早良保健所	早良
24	経済観光文化局	鴻臚館跡展示館	中央	52	早良区役所	早良区役所本庁舎	早良
25	経済観光文化局	福岡競艇場	中央	53	早良区役所	早良市民センター	早良
26	農林水産局	中央卸売市場青果市場	東	54	西区役所	西市民センター	西
27	農林水産局	鮮魚市場	中央	55	西区役所	西区役所	西
28	住宅都市局	青葉公園	東	56	消防局	東消防署	東

No.	局等	施設名	所在区	No.	局等	施設名	所在区
57	消防局	博多消防署	博多	64	教育委員会	多々良中央中学校	東
58	消防局	消防本部	中央	65	教育委員会	博多工業高等学校	城南
59	水道局	夫婦石浄水場	南	66	教育委員会	百道小学校	早良
60	交通局	地下鉄天神駅	中央	67	教育委員会	田隈小学校	早良
61	交通局	地下鉄西新駅	早良	68	教育委員会	田隈中学校	早良
62	教育委員会	香椎第2中学校	東	69	教育委員会	福岡西陵高等学校	西
63	教育委員会	和白丘中学校	東	70	教育委員会	福岡女子高等学校	西

※ 東平尾公園大谷広場, 東平尾公園弓道場, 東平尾公園博多の森補助競技場の3施設については, 調査票調査時点(平成30年5月1日)以降に設置されており, 実地調査のみ行った。

## 7 関係通知等

AEDの設置及び管理については, 法的義務はないが厚生労働省発出の通知が福岡県を通じて各市町村に通知されている。主な通知は次のとおり。

### (1) 国からの主な通知

#### ア 平成16年7月1日 厚生労働省医政局長通知

##### 「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用について」

救命現場に居合わせた一般市民によるAEDの使用についてその取扱いが示され, 非医療従事者がAEDを用いて除細動を行うことが認められた。

#### イ 平成21年4月16日 厚生労働省医政局長・同医薬食品局長通知

##### 「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について(注意喚起及び関係団体への周知依頼)」

日常点検の実施や電極パッド等の消耗品の管理について, AED設置者が行うべき事項についての注意喚起がなされた。

#### ウ 平成25年9月27日 厚生労働省医政局長通知

##### 「自動体外式除細動器(AED)の適正配置に関するガイドラインについて(通知)」

AEDのさらなる普及拡大に当たり, 単に設置数を増やすだけでなく, 効果的かつ効率的な設置に向けた指針を求める声があったことから, 一般財団法人日本救急医療財団「非医療従事者によるAED使用のあり方特別委員会」で検討され, 設置が求められる施設・配置場所やAED使用の教育・訓練の重要性について取りまとめられた。

#### エ 平成27年8月25日 厚生労働省医政局長通知

##### 「自動体外式除細動器(AED)設置登録情報の有効活用等について」

AEDが必要な場合に有効に使用され, 地域の救命率が向上するような医療提供体制を整えていくため, AED設置登録情報の有効活用についての周知がなされた。

### (2) 福岡市の取り組みの経緯

上記通知を受け, 本市保健福祉局地域医療課は次のとおりの通知等を行っている。

#### ア 平成17年11月9日 保健福祉局長・消防局長通知

### 「自動体外式除細動器（AED）の設置について（依頼）」

施設管理関係局長あてに、本市の設置促進施設を示しAEDの設置依頼がなされた。

#### イ 平成18年5月29日 保健福祉局長通知

### 「自動体外式除細動器（AED）の設置及び管理について（通知）」

施設管理関係局長あてに、適切な設置場所、表示及び周知の必要性及び職員の講習必要性について周知が行われた。

#### ウ 平成19年11月1日「福岡市AED設置施設」登録制度を創設

##### （ア）概要

「福岡市AED設置施設」登録制度推進事業実施要綱及び同推進事業実施要領を制定し、民間施設も含めた施設へAEDの普及促進を図る。

##### （イ）事業内容

##### a「福岡市AED設置施設」の登録

AED設置施設からの申込みにより、登録通知書を交付し名簿に登録する。

##### b 情報提供等

登録施設については、福岡市のホームページに掲載し広く市民に情報提供を行う。

##### c ステッカーの交付

登録施設についてAED設置施設ステッカーを交付する。

※ さらに、平成25年3月には、民間の市内AED設置登録施設に対して緊急時での施設外への貸し出しについてアンケートを実施し、施設外への貸し出しに備え、連絡先等を記入するAED機器貼付用シールを送付している。

#### エ 平成21年4月30日 保健福祉局地域医療課長通知

### 「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（依頼）」

厚生労働省からの通知に基づき、施設管理関係課長あてに日常点検の実施や電極パッド等の消耗品の管理についてAED設置者が行うべき事項について注意喚起が行われた。

#### オ 平成25年10月24日 保健福祉局地域医療課長通知

### 「AEDの適正配置に関するガイドライン送付及び適切な管理の実施について（依頼）」

厚生労働省からの通知を受けて、施設管理関係課長あてに、AEDの配置場所は適正であるか、施設関係者等に操作方法・配置場所が周知されているか、大規模なイベント開催時のAED設置状況及び緊急時の対応等再確認するよう周知がなされた。



## 第2 監査の結果

今回の行政監査において、ガイドラインでAEDの設置が推奨されている市有施設については、おおむねAEDが設置されていることが確認できた。

しかしながら、一部の施設について、AEDの日常点検、消耗品等の管理及び救命講習の受講などで不適切な事例が見受けられた。

### 1 AEDの設置状況について

#### (1) 設置施設について

調査票調査の結果、平成30年5月1日現在のAEDの設置状況は次のとおりである。

#### ア 所管局区別設置状況

所管局区設置状況は次のとおりである。設置施設数は682施設で、複数台導入している施設を含め、計743台のAEDを導入しており、市立の全小・中・高等学校及び特別支援学校等並びに全公民館に設置されているため、特に教育委員会と市民局が多い結果となっている。

局区等	施設数	台数			
		購入	賃貸借	その他	
財政局	1	1	0	0	1
市民局	202	208	33	175	0
こども未来局	24	26	24	2	0
保健福祉局	20	21	18	3	0
環境局	6	6	0	6	0
経済観光文化局	18	28	10	18	0
農林水産局	10	14	2	12	0
住宅都市局	19	26	10	16	0
道路下水道局	19	19	13	6	0
港湾空港局	19	20	4	16	0
東区役所	3	3	2	1	0
博多区役所	3	4	3	1	0
中央区役所	3	3	1	2	0
南区役所	3	3	2	1	0
城南区役所	3	3	1	2	0
早良区役所	5	5	4	1	0
西区役所	4	4	3	1	0
消防局	45	45	1	44	0
水道局	6	6	0	6	0
交通局	37	43	43	0	0
教育委員会	231	254	5	245	4
議会事務局	1	1	1	0	0
合計	682	743	180	558	5

※ 表中には教育委員会所有の貸出用5台が含まれており、施設数は1施設としている。

## イ 施設区別設置状況

施設区別設置状況は次のとおりである。市立の全小・中・高等学校及び特別支援学校等に導入されていることから、学校等の導入台数が最も多く242台となっている。次に、公民館等が178台で多く、次いで交通機関関連施設の70台、各局区庁舎等(出先機関を含む)の49台の順となっている。

また、市が設置するAEDが641台、指定管理者等が設置しているAEDが102台導入されている。

施設区分	施設数	台数	
		市が設置	指定管理者等 が設置
交通機関関連施設	63	70	15
スポーツ関連施設	36	46	15
文化・生涯学習関連・屋内集客施設	31	35	22
屋外集客施設	14	18	9
高齢者のための介護・福祉施設	7	7	0
子ども(主に乳幼児)のための福祉施設	18	19	2
福祉施設(高齢者・子ども除く)	12	12	2
学校等	223	242	10
公民館等	178	178	1
消防関連施設	45	45	0
各局区庁舎等(出先機関を含む)	41	49	9
その他	14	22	17
合計	682	743	102

※ 表中には貸出用5台が含まれており、各局区庁舎等の中に1施設として含めている。

## ウ 台数別設置状況

ガイドラインでは、複数台設置が推奨される施設として動物園等の多数集客施設が挙げられており、本市の大規模な施設にも複数台のAEDを配置している場合があり、複数台設置施設の状況は次のとおりである。

設置台数	施設数	(構成比)
1台	641	(94.1%)
2台	29	(4.3%)
3台	7	(1.0%)
4台	3	(0.4%)
6台	1	(0.1%)
合計	681	(100.0%)

※1施設(貸出用5台)を除く

### 複数設置施設名称一覧

施設区分	台数	名称
交通機関関連施設	2台	地下鉄天神南駅, 地下鉄中洲川端駅, 博多港国際ターミナル
	3台	地下鉄天神駅, 地下鉄博多駅
スポーツ関連施設	2台	今津運動公園, 博多市民プール, 博多体育館, 桧原運動公園, 南市民プール, 南体育館
	3台	雁の巣レクリエーションセンター, 市民体育館
文化・生涯学習施設・屋内集客施設	2台	健康づくりサポートセンター, 福岡国際センター, 科学館
	3台	福岡競艇場, マリンメッセ福岡
	6台	福岡国際会議場
屋外集客施設	2台	海づり公園
	4台	動物園
子ども(主に乳幼児)のための福祉施設	2台	中央児童会館
学校等	2台	博多工業高等学校, 福岡西陵高等学校, 香椎第2中学校, 警固中学校, 春吉中学校, 松崎中学校, 和白中学校, 和白丘中学校, 住吉小・中学校, 照葉小・中学校, 舞鶴小・中学校, 青葉小学校, 愛宕小学校, 小田部小学校
	3台	福岡女子高等学校
	4台	福翔高等学校
各局区庁舎等	2台	博多区役所
	4台	中央卸売市場青果市場

## エ 導入年度別設置状況

AEDの導入年度別設置状況は次のとおりである。本市では平成17年度にAEDの設置の促進についての通知が出されており、平成17年度以降から設置台数が増え始め、平成19年度には市立の小・中・高等学校及び特別支援学校等に200台及び地下鉄各駅に30台が、平成20年度には公民館に145台が導入されたことから、特に導入台数が多くなっている。

(単位：台)

導入年度	導入台数	導入年度	導入台数
平成 16 年度以前	8	平成 24 年度	29
平成 17 年度	45	平成 25 年度	15
平成 18 年度	73	平成 26 年度	8
平成 19 年度	255	平成 27 年度	24
平成 20 年度	168	平成 28 年度	11
平成 21 年度	30	平成 29 年度	25
平成 22 年度	19	平成 30 年度 ※	1
平成 23 年度	32	合計	743

※平成 30 年 5 月 1 日現在

## (2) 未設置施設について

### ア 未設置施設数

調査によると、AEDを設置していない施設は264施設である。施設区分別にみると、留守家庭子ども会が138施設で最も多く、次に老人いこいの家及び集会所が86施設であった。なお、AEDの導入を予定していた各田園スポーツ広場等の未設置の5施設、各霊園の未設置の3施設、港務艇なのつ及び東浜会館については平成30年度中にすべて設置されている。

### イ 未設置の理由

未設置であると回答があった264施設の未設置の理由は、留守家庭子ども会等の154施設(58.3%)が隣接施設から借用できるため、老人いこいの家及び集会所等の95施設(36.0%)が不特定多数の人が出入りする施設でない等AEDを設置する必要性が低いため、平尾山荘等5施設(1.9%)がガイドラインの設置を要する施設にあたらないためとしている。

(単位：施設)

区分 (主な未設置施設)	未設置数		構成比	未設置の理由
	内訳	小計		
交通機関関連施設 (地下鉄車両)	1	154	58.3%	隣接施設から借用できるため
文化・生涯学習関連・屋内集客施設 (福岡市国際会館)	1			
福祉施設(高齢者・子ども除く) (障がい者フレンドホーム)	2			
学校等 (留守家庭子ども会)	138			
各局区庁舎等(出先機関を含む) (消費生活センター等)	12			
公民館等 (老人いこいの家, 集会所)	86	95	36.0%	不特定多数の人が出入りする施設でない等AEDを設置する必要性が低い
各局区庁舎等(出先機関を含む) (自動車管理事務所等)	8			
その他 (警固公園安心安全センター)	1			
文化・生涯学習関連・屋内集客施設 (平尾山荘, 赤煉瓦文化館等)	5	5	1.9%	その他(ガイドラインの施設を要する施設にはあたらない)
交通機関関連施設 (港務艇なのつ)	1	10	3.8%	導入予定
スポーツ関連施設 (四箇, 田尻及び飯氏の各田園スポーツ広場等)	5			
屋外集客施設 (平尾, 三日月山及び西部の各霊園)	3			
公民館等 (東浜会館)	1			
合計		264	100%	

## 2 AEDの調達方法

### (1) 調達者別取得状況

AEDを調達者別にみると、市で調達したものが最も多く643台、次いで指定管理者の73台、委託事業者等が27台となった。

(単位：台)

区分	市	指定管理者	委託事業者等	計
購入	156	20	4	180
リース	486	53	19	558
寄贈等	1	0	4	5
計	643	73	27	743

### (2) 契約形態別年間契約金額

市で契約しているAEDの契約はリースが486台、購入が154台あり、年間約1,939万円の費用を要していた。

区分	台数	契約数	契約金額(円)
購入	154	55	3,427,321
リース	486	27	15,965,592
合計	640	82	19,392,913

※1 契約金額は調査票調査での回答に基づき算出しており、購入のうち2台は金額が不明なため除いている。

※2 購入の契約金額は、各機種の耐用年数(5～8年)で割った値。

### (3) 契約形態別1台当たりの年間費用

市で契約しているAED1台当たりに要する年間費用を算出し比較したところ、次の表のようになった。

購入及びリースのいずれも単独よりも一括で契約した方が低額となっている。一方、購入の方がリースよりも全般として低額となっているが、これは、AEDの耐用年数がリース期間より長いことによるものと考えられる。また、型式や仕様の諸条件に差があり、一概には言えないが、最高費用と最低費用に開きがあることから契約の際には参考とされたい。

(単位：円/年)

区 分	平均費用	最低費用	最高費用
購 入 (22契約88台)	29,581	25,011	63,575
一 括 (11契約77台)	27,625	25,011	41,421
単 独 (11契約11台)	43,271	27,668	63,575
リ ー ス (12契約252台)	29,273	27,266	99,792
一 括 (4契約244台)	28,246	27,266	99,792
単 独 (4契約 8台)	60,584	28,764	99,792

※本市契約のAED642台のうち、53.0%を占めるメーカーのもの340台を対象とし、以下の前提条件のもと、監査事務局で試算した。

#### 前提条件

##### 【購入】

※28契約96台のうち文書保存期限を超過し契約書が提出できなかったもの(4契約6台)、仕様が異なり比較的価格の高い消防局分(1契約1台)及び収納ボックスが契約額に含まれるもの(1契約1台)を除いた。

※購入の費用の算出条件

- ・本体の耐用年数7年、バッテリーの使用期限4年、電極パッド(大人用)の使用期限2年の場合。
- ・バッテリー及び電極パッドの費用単価は調査票から算出した平均購入額とした。
- ・当初の購入の仕様(AED本体、電極パッド共用2組)+(バッテリーの費用×1回)+(電極パッド(共用2組)の費用×3回)÷7年

##### 【リース】

※17契約301台のうち収納ボックスの設置、撤去及びリースを含むもの(2契約5台)並びに仕様・性能が異なり比較的価格の高い消防局分(3契約44台)を除いた。

※仕様の状況

- ・バッテリー及び電極パッドの定期交換 あり12契約、なし0契約
- ・使用後の電極パッドの交換 あり5契約、なし7契約

※リース期間の内訳

- ・3及び4年：各1契約 5年：10契約



### 3 AEDの管理状況

#### (1) 設置場所について

設置場所については、平成18年の本市通知及び平成25年厚生労働省通知(ガイドライン)にて設置場所の基準が示されている。平成25年に示されたガイドラインでは、除細動が1分遅れると社会復帰率が9%低下することなどを考慮し、本市通知にはない「心停止から5分以内に除細動が可能な配置」及び「心停止のリスクがある場所」の視点が盛り込まれている。

ガイドライン	平成18年市の通知
<ul style="list-style-type: none"> <li>・心停止から5分以内に除細動が可能な配置</li> <li>・分かりやすい場所</li> <li>・誰もがアクセスできる</li> <li>・心停止のリスクがある場所</li> <li>・壊れにくく管理しやすい環境</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般市民が多く訪れ、わかりやすく周知しやすい場所</li> <li>・1階受付付近など維持管理が容易な場所</li> <li>・職員のみならず、市民の方も容易に取り出すことが可能な場所</li> <li>・防犯上、管理しやすい場所の事項を参考に最もふさわしいと思われる場所</li> </ul>

#### ア 学校以外の施設の設置場所

設置場所別台数をみると、学校以外の施設については、玄関・施設入口付近への設置が最も多く261台(52.6%)であった。また、入口や廊下などの人目に触れやすいところではなく、事務室等の室内に設置しているものが136台(27.4%)あった。

設置場所	台数	(構成比)
廊下	18	(3.6%)
玄関・施設入口付近	261	(52.6%)
事務室等の室内	136	(27.4%)
その他(消防車の車両内、地下鉄の改札口等)	81	(16.3%)
合計	496	(100.0%)

#### イ 学校での設置場所

職員玄関への設置が最も多く172台(71.1%)で、次に廊下の30台(12.4%)となった。このうち、実地調査で確認した1校については、職員準備室内のロッカーの上に紙袋に入れた状態で設置されており、設置場所がわかりにくくなっていた。また、平成25年4月以降に、学校で発生した心停止の事例7件のうち3件は体育館で発生しているが、体育館に設置されていたのは11台(4.5%)でいずれも複数台のAEDを設置している学校であった。

設置場所	台数	(構成比)
職員玄関	172	(71.1%)
廊下	30	(12.4%)
体育館	11	(4.5%)
職員室内	23	(9.5%)
保健室内	4	(1.7%)
その他	2	(0.8%)
合計	242	(100.0%)

## (2) 使用可能時間について

### ア 常時使用について

ガイドラインではAEDは可能な限り、24時間誰もが使用できる状態にあることが望ましいとされている。

24時間365日AEDの使用が可能との回答があったのは91台(12.3%)であった。この中には、警備員が24時間滞在している等の理由から施設の利用時間よりもAEDの使用可能時間が長いものが含まれている。

	可能	可能ではない	計
台数	91	647	738
(構成比)	(12.3%)	(87.7%)	(100.0%)

### イ 学校施設開放時の使用について

学校は児童、生徒を対象とするだけでなく、地域住民も利用する施設であるが、夜間や休日等の施設開放時にAEDを使用できない学校が125校(56.1%)であった。

	使用できる	使用できない	計
学校数	98	125	223
(構成比)	(43.9%)	(56.1%)	(100.0%)

なお、他都市では、屋外への設置を前提とした設置基準を示している政令指定都市や既に屋外設置をしている都市も多くある。

### (3) 表示について

表示については、平成25年厚生労働省通知(ガイドライン)、平成27年厚生労働省通知及び平成18年の市の通知において以下の点が示されている。

ガイドライン	平成27年厚生労働省通知	平成18年市の通知
・施設案内図へのAED配置図の表示、エレベーター内パネルにAED配置フロアの明示等を行いAED配置場所を周知すること。	・AEDが必要な時にAEDを設置している場所にたどり着けるよう、施設の入り口においてはステッカーを表示すること、施設内ではAEDの設置場所まで誘導する案内表示を置くことなどの取組をすること。	・設置個所には、AEDを設置している旨の看板又は表示をし、市民に周知すること。 ・建物の玄関又は玄関付近にAEDを設置している旨の表示をすること。

調査票調査における場所ごとの表示の状況は次のとおりであり、入口表示と設置場所での表示はそれぞれ85.0%の施設と84.4%のAEDで設置されているが、誘導表示は93.5%のAEDで設置されていなかった。また、実地調査した70施設のうち、AEDの設置に関する表示を全く行っていない施設が2施設あった。

表示	あり	なし	計
入口表示(施設数)	579	102	681
(構成比)	(85.0%)	(15.0%)	(100.0%)
誘導表示(台数)	48	690	738
(構成比)	(6.5%)	(93.5%)	(100.0%)
設置場所表示(台数)	623	115	738
(構成比)	(84.4%)	(15.6%)	(100.0%)

#### ア 入口における表示

調査票調査において施設入口に表示を行っているとは回答した施設は579施設(85.0%)で、多くの施設で表示されていたが、実地調査を行った70施設のうち、入口表示がない施設が5施設あった。さらに、表示はあるが、物の陰に隠れているなど表示がわかりにくくなっている事例があった。

### 入口表示が案内板に隠れて見えにくくなっていた事例



### 入口表示が小さくわかりにくい事例



また一方で、施設前の歩道から見える掲示板上に表示を行っている事例や、施設内の具体的な設置場所について併せて記載し、施設内のどこにAEDがあるのか分かるように示していた施設があった。

### (参考事例) 施設前の歩道から見える掲示板上に表示を行っている事例(松風園)



(参考事例) 施設内の設置場所も併せて示していた事例

博多区役所



東消防署



## イ 誘導・案内表示

調査票調査において、誘導・案内表示を行っているという回答があったのは48台(6.5%)であり、ほとんどの施設で表示がなかった。また、実地調査した96台のうち、誘導・案内表示を表示していたAEDが6台あった。

(参考事例) 施設の各階にフロアマップとともにAEDの設置場所を表示していた事例  
(中央体育館)



## ウ 設置場所の表示

調査票調査において、設置場所の表示を行っていないものが115台(15.6%)あった。実地調査した96台のAEDのうち、事務室内に設置しており事務室入口に表示を行っていない等、設置場所の表示を行っていなかったものが9台あった。

### (参考事例) 設置場所表示の例

#### 消防本部



#### 東市民センター



#### 天神自転車駐車場



#### 市民体育館





## エ その他の表示

AEDに関して表示を行っている施設のうち、実地調査を行った施設の中で、入口や設置場所以外の場所で表示を行うなど、より設置場所を周知するよう工夫している事例があった。

### (参考事例) パンフレットに記載の園内マップでAEDの表示を行っていた事例 (動物園)



(出典) 福岡市動物園ホームページ

※ホームページにもパンフレットと同様の園内マップが記載されている

赤丸は監査事務局追加

(参考事例) フロアマップでAEDの設置場所を案内していた事例

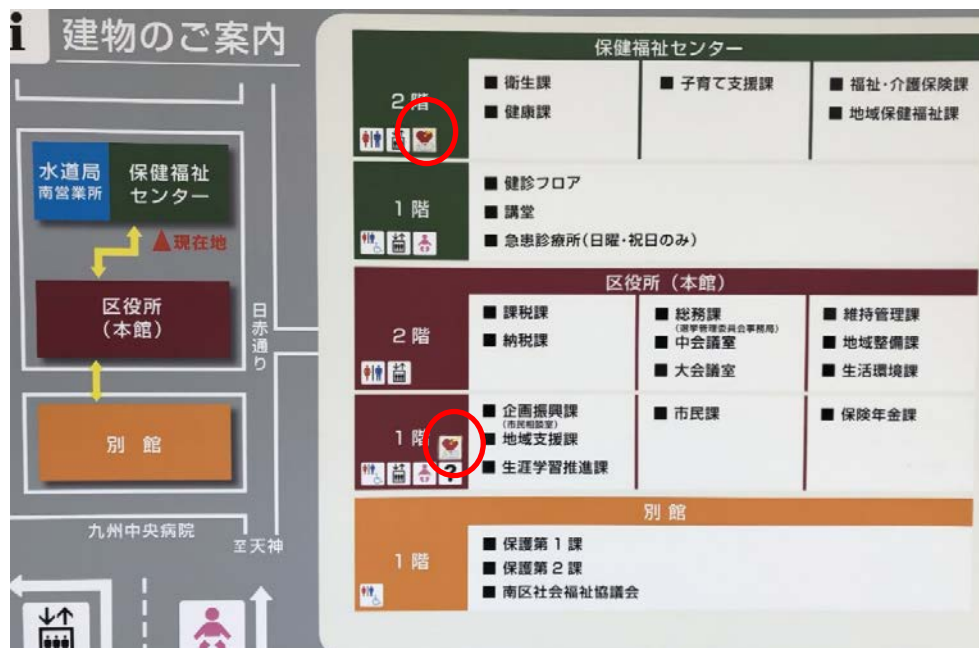
福岡市役所

早良区役所



(参考事例) 施設の全体の案内版でAEDの設置階を案内していた事例

南区保健福祉センター





#### (4) 日常点検について

点検については、平成21年厚生労働省通知において以下の点が示されている。

平成21年厚生労働省通知	
1. 点検担当者の配置について	AEDの設置者は、設置したAEDの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検を実施させてください。
2. 点検担当者の役割等について	
1) 日常点検の実施	AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録させてください。

#### ア 点検担当者の配置について

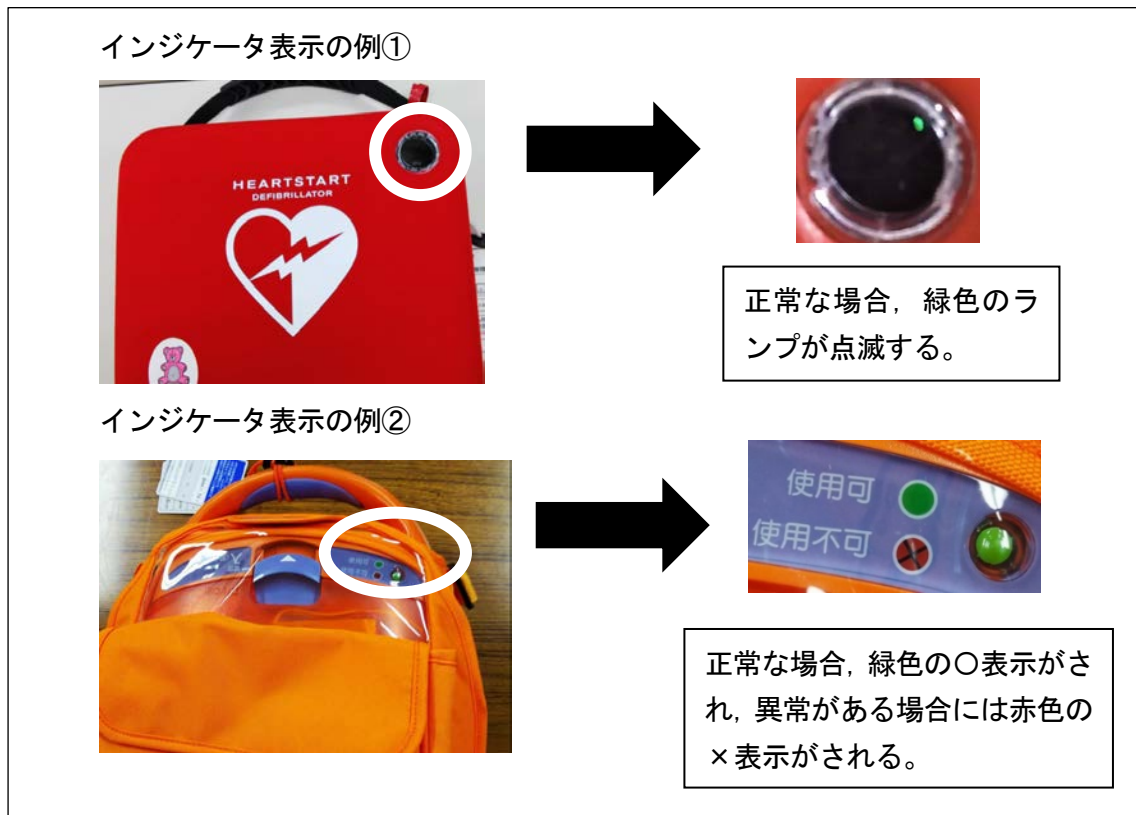
回答のあった682施設のうち、点検担当者を配置していたのは272施設(39.9%)であった。また、主な施設別にみると、学校で点検担当者を配置しているのは83校(37.2%)、公民館等で点検担当者を配置しているのは2施設(1.1%)であった。

(単位：施設)

	配置している	配置していない	計
学校	83	140	223
(構成比)	(37.2%)	(62.8%)	(100.0%)
公民館等	2	176	178
(構成比)	(1.1%)	(98.9%)	(100.0%)
学校・公民館等以外	187	94	281
(構成比)	(66.5%)	(33.5%)	(100.0%)
計	272	410	682
(構成比)	(39.9%)	(60.1%)	(100.0%)

## イ 日常点検の実施状況

日常点検とは、AEDが正常かどうかを示すインジケータの表示を日常的に確認することである。



### (ア) 施設職員による点検の実施状況

施設職員による点検を実施していたのは，682施設のうち，426施設(62.5%)であった。また，主な施設別にみると，学校で職員による点検を実施しているのは122校(54.7%)，公民館等で職員による点検を実施しているのは85施設(47.8%)であった。

(単位：施設)

	実施している	実施していない	計
学校	122	101	223
(構成比)	(54.7%)	(45.3%)	(100.0%)
公民館等	85	93	178
(構成比)	(47.8%)	(52.2%)	(100.0%)
学校・公民館等以外	219	62	281
(構成比)	(77.9%)	(22.1%)	(100.0%)
計	426	256	682
(構成比)	(62.5%)	(37.5%)	(100.0%)

### (イ) 施設職員による点検の頻度

施設職員による点検を実施している426施設のうち、毎日点検を行っていたのは118施設(27.7%)であった。また、主な施設別にみると、職員による点検を実施している学校のうち、毎日点検を実施しているのは4校(3.3%)、職員による点検を実施している公民館等のうち、毎日点検を実施しているのは7施設(8.2%)であった。

(単位：施設)

	毎日	週に1度	月に1度	半年に1度	年に1度	その他	計
学校	4	3	35	41	34	5	122
(構成比)	(3.3%)	(2.5%)	(28.7%)	(33.6%)	(27.9%)	(4.1%)	(100.0%)
公民館等	7	4	19	24	12	19	85
(構成比)	(8.2%)	(4.7%)	(22.4%)	(28.2%)	(14.1%)	(22.4%)	(100.0%)
学校・公民館等以外	107	13	71	11	11	6	219
(構成比)	(48.9%)	(5.9%)	(32.4%)	(5.0%)	(5.0%)	(2.7%)	(100.0%)
計	118	20	125	76	57	30	426
(構成比)	(27.7%)	(4.7%)	(29.3%)	(17.8%)	(13.4%)	(7.0%)	(100.0%)

### (ウ) 施設職員による点検の記録

職員による点検を実施している426施設のうち、点検記録をつけているものは120施設(28.2%)であった。また、主な施設別にみると、職員による点検を実施している学校のうち、点検記録をつけているのは16校(13.1%)、職員による点検を実施している公民館等のうち、点検記録をつけているのは15施設(17.6%)であった。

(単位：施設)

	あり	なし	不明	計
学校	16	105	1	122
(構成比)	(13.1%)	(86.1%)	(0.8%)	(100.0%)
公民館等	15	61	9	85
(構成比)	(17.6%)	(71.8%)	(10.6%)	(100.0%)
学校・公民館等以外	89	129	1	219
(構成比)	(40.6%)	(58.9%)	(0.5%)	(100.0%)
計	120	295	11	426
(構成比)	(28.2%)	(69.2%)	(2.6%)	(100.0%)

## ウ サポートサービスについて

サポートサービスは、設置しているAEDと製造・販売業者のサーバの間で通信を行い、製造・販売業者が設置者にAEDの異常や消耗品の交換時期などの維持管理に必要な情報をメール等で通知するなどのサービスである。

本市では主に学校や公民館に設置しているAEDにおいて利用されているが、このサポートサービスをもって日常点検に代え、点検担当者の配置及び点検の記録を行っていない施設があった。

また、実地調査を行った学校において、通信機がAED本体から外れており、通信が行われていないAEDがあった。さらに、販売業者から学校のAEDの維持管理に必要な情報をメールで受けとっている所管課は、平成29年1月以降、通信に関する異常を知らせるメールを学校に知らせていなかった。

## (5) AED本体及び消耗品の管理の状況

AED本体及び消耗品の管理については、平成26年電気情報技術産業協会通知及び平成21年厚生労働省通知において以下の点が示されている。

平成 26 年電気情報技術産業協会通知	平成 21 年厚生労働省通知
医療機器には品質、有効性及び安全性の確保を維持する期間を明確化するために、製造販売会社が定めた「耐用期間」が設定されており、「耐用期間」を過ぎたAEDは、できる限り速やかな更新をお勧めします。	2) 表示ラベルによる消耗品の管理 製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日ごろから把握し、交換を適切に実施してください。

### ア AED本体の耐用期間

調査票調査において、AED本体の耐用期間が経過していた機器は10台あった。その後の実地調査で耐用期間が経過していた機器は1台あった。

### イ 消耗品の使用期限

#### (ア) 電極パッドの使用期限

調査票調査において、電極パッドの使用期限が切れていた機器は6台であった。その後の実地調査においても、本体及び予備の電極パッドの使用期限が切れていたものが2台、予備のパッドは設置しておらず本体の電極パッドの期限が切れていたものが1台、及び本体の電極パッドの期限は切れていなかったが予備パッドの期限が切れていたものが1台あった。

#### (イ) バッテリーの使用期限

調査票調査において、バッテリーの使用期限が切れていた機器は2台あったが、その後の実地調査時点ではすでに交換されており、使用期限が切れた機器は確認できなかった。

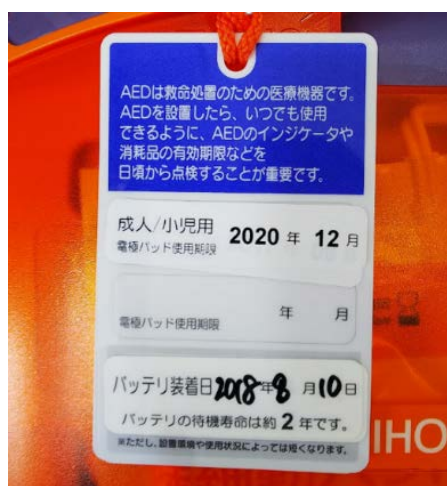
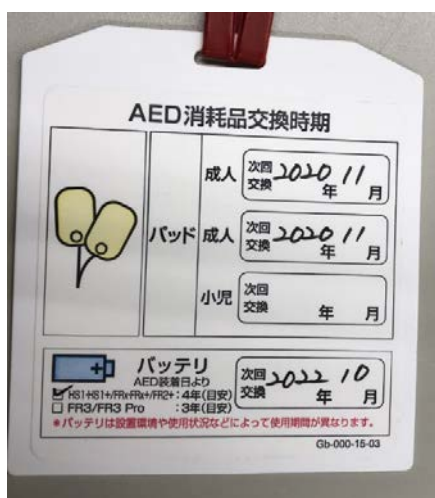
### ウ AED本体や消耗品の使用期限等を記入した表示ラベルについて

実地調査した96台の中で、消耗品の交換日等を記載する表示ラベルがなかったものが2台(2.1%)あった。また、消耗品の交換日等を記載する表示ラベルがあったもののうち、予備パッドの期限が記載されていないものが3台(3.1%)、消耗品の交換時に表示ラベルを交換していない等の理由により、表示ラベルに記載の期限が実際の期限と異なっていたものが10台(10.4%)あった。

なお、表示ラベルを取り付けてはいるものの、収納ボックス等に収納した際に外側から見えない状態になっているものがあった。

区分	台数	(構成比)
表示ラベルあり	94	(97.9%)
問題なし	81	(84.4%)
予備パッドの期限なし	3	(3.1%)
実際の期限と異なる	10	(10.4%)
表示ラベルなし	2	(2.1%)
合計	96	(100.0%)

### 消耗品の使用期限等を記入する表示ラベルの例



また、AED本体には製造販売会社が定めた「耐用期間」が設定されているが、機器の更新時期はAED本体には記載されておらず、AED本体の更新時期を把握するためには、付属の表示ラベル等に設置日を記録し、適切に管理する必要がある。実地調査した購入や寄贈により調達したAED42台のうち、設置日等を記入する表示ラベルがなかったものは13台あった。

区分	台数	(構成比)
表示ラベルあり	29	(69.0%)
表示ラベルなし	13	(31.0%)
合計	42	(100.0%)

## エ 消耗品の定期及び使用後の交換のリース契約書(仕様書)への記載の有無

リース契約によって導入した機器においては、使用期限が到来した電極パッドやバッテリーの交換を確実にを行うために、消耗品の定期交換について仕様書で定めておくことが有効である。本市がリースによりAEDを導入した24契約の仕様書を確認したところ、消耗品の定期交換が明記されていないものが1契約あった。また、AED使用後の消耗品の交換が明記されていないものが11契約あった。

(単位：契約)

	定期交換	使用後の交換
記載あり	23	13
記載なし	1	11
合計	24	24

※消防局分(3契約)は、一定の頻度でAEDを使用することから、本体機器のリース契約の中には消耗品の交換を含めず別途消耗品を購入しているため、対象から除いている。

#### 4 救命講習の受講状況

##### (1) 本市AED設置施設における救命講習の受講状況

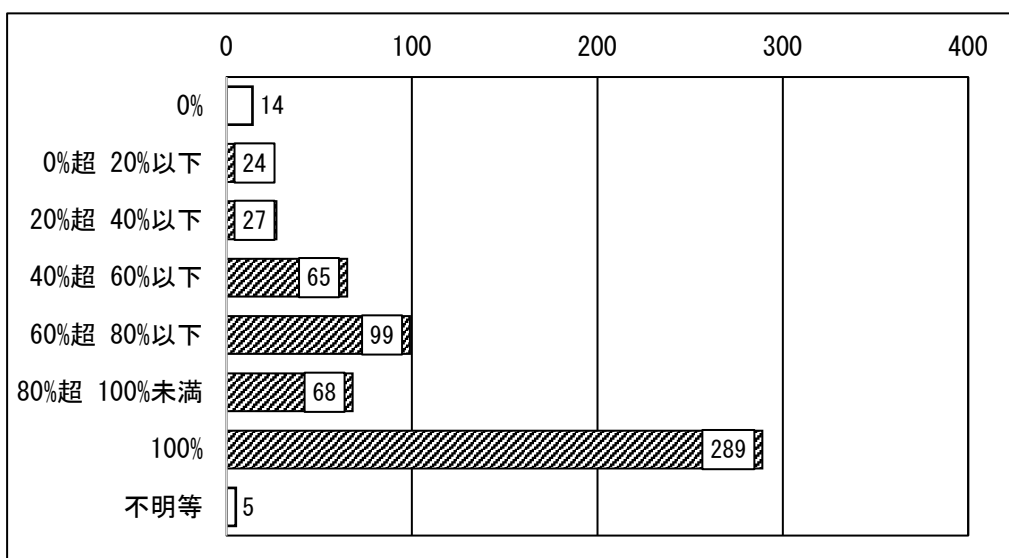
本市AED設置施設591(※)のうち、職員(市職員、指定管理者等をいう。)のすべてが過去に1度も救命講習を受講したことがない施設が14施設あり、そのうち、指定管理施設が7施設、公民館等4施設、業務委託等で管理させている施設が3施設であった。また、救命講習を過去3年以内に受講した職員がいない施設は54施設であり、公民館等が36施設、指定管理施設が14施設、業務委託等で管理させている施設が3施設、中学校が1校となっていた。

なお、本市では、市民局において、平成20年度から同27年度まで、全職員を対象とした必修研修としてAEDを含む心肺蘇生の講習を実施したほか、新規採用職員研修においても同様に講習を実施している。

※各局区庁舎等、消防関連施設及び渡船を除く

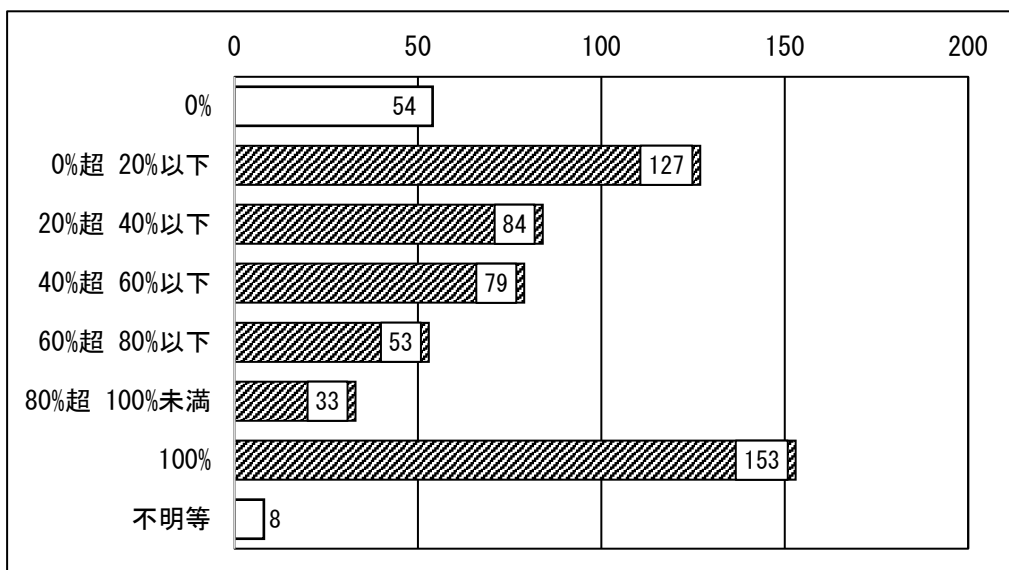
救命講習の過去1度以上の受講者数/施設職員数の割合別の施設数(分布)

(単位:施設)



救命講習の3年以内受講者数/施設職員数の割合別の施設数(分布)

(単位:施設)





## (2) 施設独自での救命講習会の開催状況

これまで、施設独自で救命講習会を開催したことがある施設は399施設であった。そのうち、消防職員を講師とする講習を開催している施設が最も多く、260施設あった。

区分		施設数	(構成比)
施設独自で開催あり		399	(58.6%)
講師区分	消防職員	260	(38.2%)
	日本赤十字職員	17	(2.5%)
	指導者向けの実習を受けた当該施設職員	44	(6.5%)
	その他	78	(11.5%)
施設独自で開催なし		280	(41.1%)
不明		2	(0.3%)
合計		681	(100.0%)

## (3) 市立小中学校での救命教育の実施状況

本市では消防局と教育委員会が連携し、平成25年度からモデル校を選定して市立小中学校の小学5年生と中学2年生を対象に、AEDの使用方法を含む救命教育を開始し、徐々にモデル校を増やしながら実施されてきた。また、全市立小中学校での実施に向け、教職員を救命講習の指導者(応急手当普及員)として養成する取り組みが進められ、平成29年度からは、その取り組みにより指導者資格を取得した各学校の教職員による救命教育が実施されている。

対象学年 実施年度	小学5年生		中学2年生		計	
	学校数	受講者数	学校数	受講者数	学校数	受講者数
平成25年度	7	645	7	1,152	14	1,797
平成26年度	21	1,769	14	2,042	35	3,811
平成27年度	23	1,768	13	1,984	36	3,752
平成28年度	28	2,194	21	3,083	49	5,277
平成29年度	71	6,703	60	10,232	131	16,935
計	150	13,079	115	18,493	265	31,572

消防局資料

## 5 指定管理施設におけるAEDの管理等の状況

指定管理施設では113施設でAEDが設置されていた。

### (1) AEDの管理等についての協定書等の規定

指定管理施設において、指定管理者との基本協定書又は実施協定書の仕様書の中で設置について規定しているのは29施設(25.7%)、管理について規定しているのは27施設(23.9%)、救命講習の受講について規定しているのが27施設(23.9%)であった。なお、救命講習の受講について規定している施設の中でも、事故や災害等緊急時に対応ができるよう訓練を行うよう規定したものなど、AEDの操作方法を含む心肺蘇生講習について明確に規定していないものもあった。

設置 (単位：施設)

	施設数	(構成比)
規定している	29	(25.7%)
規定していない	84	(74.3%)
合計	113	(100.0%)

管理 (単位：施設)

	施設数	(構成比)
規定している	27	(23.9%)
規定していない	86	(76.1%)
合計	113	(100.0%)

救命講習の受講 (単位：施設)

	施設数	(構成比)
規定している	27	(23.9%)
規定していない	86	(76.1%)
合計	113	(100.0%)

### (2) AEDの管理等についての市への報告

AEDの管理等について、市に報告をさせているのは35施設(31.0%)で、そのうち23施設(20.4%)については文書で報告させているが、12施設(10.6%)については口頭での報告にとどまっていた。また、78施設(69.0%)については報告をさせていなかった。

(単位：施設)

区分	施設数	(構成比)
報告させている	35	(31.0%)
文書で報告させている	23	(20.4%)
口頭で報告させている	12	(10.6%)
報告させていない	78	(69.0%)
合計	113	(100.0%)

## 6 AED設置の情報提供の状況について

本市では福岡市AEDマップを創設しており、ホームページなどを通して、本市施設のAEDの設置場所について情報提供を行っており、登録台数は593台(80.4%)となっている。

また、平成21年4月16日付厚生労働省通知「自動体外式除細動器(AED)の適正な管理等の実施について」においては、一般財団法人日本救急医療財団全国AEDマップへ登録するよう呼びかけているが、ホームページでの公開台数が169台(22.9%)となっている。

	登録	未登録 (今後登録予定あり)	未登録 (登録予定なし)	計
福岡市AEDマップ	593	49	96	738
(構成比)	(80.4%)	(6.6%)	(13.0%)	(100.0%)

	公開	非公開 (今後公開予定あり)	非公開 (公開予定なし)	計
日本救急医療財団 全国AEDマップ	169	429	140 ※	738
(構成比)	(22.9%)	(58.1%)	(19.0%)	(100.0%)

※非公開であるが公開予定が不明のもの12件と及び公開・非公開が不明のもの1件を含む。

実地調査を行った70施設96台について、平成31年2月25日時点の本市AEDマップ及び全国AEDマップのホームページ上の登録状況を確認したところ、次のような状況であった。

### (1) 福岡市ホームページ(Webマップ)へのAED設置情報の登録状況について

本市は平成19年11月に設置場所の周知等を目的にAED設置情報の登録制度を開始し、同25年3月には施設外の持ち出しに対応できるAEDの登録が開始されており、民間も含めた登録台数(同30年3月31日現在)は1,121台となっている。

登録状況を確認したところ、複数のAEDを設置している施設のAEDで、一部AEDの登録がないもの、機器更新前の古い情報のままのAED及び施設を移転したが、登録情報が旧所在地のままのAED等があった。

また、登録情報は本市消防局の災害救急指令センターにおいて、平成27年1月から消防指令管制情報システムに搭載され、救急要請の通報者への応急手当の指導等に役立てられている。

### (2) 一般財団法人日本救急医療財団ホームページへのAED設置情報の登録状況について

前述のように、厚生労働省は、地域住民や救急医療に関わる機関が必要な時に迅速に対応できるようにするためにあらかじめAEDの設置登録を把握することや、設置者が製造販売業者からのリコール等の安全性情報を迅速・確実に受け取ることが重要であるとして、AED設置情報を財団へ登録するよう要請している。全国AEDマップにおける登録情報を確認したところ、地図上でAEDが設置されている施設の位置にピンが表示されているが、登録位置にずれがあるAED、実際の設置施設名と登録の施設名及び実際の設置台数と登録の台数が相違しているAED及び登録情報が前の所在地のままのAED等があった。

## 7 AEDの使用実績等について

### (1) 市有施設における心停止事例

AEDを設置している市有施設のうち、平成25年4月から同30年5月1日現在までの心停止の事例数は次のとおりとなっている。

#### ア 年度・発生場所別心停止事例数

調査票調査で回答のあった市有施設において、平成25年4月以降に心停止事例が40件(年間約7件)発生しており、うち25件でAEDが使用されていた。

発生年度	心停止事例数		うち AED使用※
	施設内	施設外	
平成25年度	6	0	4
平成26年度	6	2	5
平成27年度	8	3	2
平成28年度	5	1	4
平成29年度	9	2	7
平成30年度※	6	0	3
合計	40	8	25

※調査票でAEDを使用したと回答のあった数。ただし、装着のみの場合も含む。

#### イ 施設区分別心停止事例数

施設区分別に心停止事例数をみるとスポーツ関連施設での心停止事例が10件と最も多く、次に学校等の7件、次いで交通機関関連施設の6件の順となった。

施設区分	心停止事例数
交通機関関連施設	6
スポーツ関連施設	10
文化・生涯学習関連・屋内集客施設	3
屋外集客施設	5
高齢者のための介護・福祉施設	2
子ども(主に乳幼児)のための福祉施設	0
福祉施設(高齢者・子ども除く)	0
学校等	7
公民館等	5
消防関連施設	1
各局区庁舎等(出先機関を含む)	1
合計	40

## (2) 本市における心肺機能停止傷病者の状況

一般市民が目撃し福岡市消防局の救急隊が出動した心原性心肺機能停止傷病者数は平成29年中に143人であった。そのうち一般市民が応急手当(胸骨圧迫、人工呼吸又はAED使用をいう。以下同じ。)を実施した傷病者数は98人で、一般市民がAEDによる除細動を実施した傷病者数が9人含まれている。そのうち1か月後生存者数及び1か月後社会復帰者数は7人(77.8%)となっていた。

平成30年版消防白書では、「一般市民による応急手当が行われた場合の1か月後生存率及び1か月後社会復帰率は高くなる傾向にあり、一般市民による応急手当の実施は生存率及び社会復帰率の向上において重要である」とされており、本市においても同様の傾向にある。

なお、福岡市消防局管内において、一般市民に目撃された心原性心肺機能停止傷病者のうち、一般市民がAEDによる除細動を実施した傷病者の割合は6.3%であり、全国平均4.9%(平成30年版消防白書より算出)を上回っている。

福岡市における心肺機能停止傷病者※に対する一般市民による応急手当の実施状況

	救急隊が搬送した心肺機能停止傷病者※数	一般市民による目撃あり									
		一般市民による応急手当あり							一般市民による応急手当なし		
		一般市民による除細動あり									
		傷病者数	傷病者数 a	1か月後生存者 b (b/a)	1か月後社会復帰者 c (c/a)	傷病者数 d	1か月後生存者 e (e/d)	1か月後社会復帰者 f (f/d)	傷病者数 g	1か月後生存者 h (h/g)	1か月後社会復帰者 i (i/g)
平成25年	337	122	82	30 (36.6%)	25 (30.5%)	8	5 (62.5%)	5 (62.5%)	40	11 (27.5%)	5 (12.5%)
平成26年	347	127	98	29 (29.6%)	21 (21.4%)	13	10 (76.9%)	10 (76.9%)	29	10 (34.5%)	4 (13.8%)
平成27年	317	113	80	28 (35.0%)	28 (35.0%)	6	6 (100.0%)	6 (100.0%)	33	8 (24.2%)	5 (15.2%)
平成28年	355	118	92	28 (30.4%)	20 (21.7%)	6	5 (83.3%)	5 (83.3%)	26	9 (34.6%)	7 (26.9%)
平成29年	384	143	98	25 (25.5%)	21 (21.4%)	9	7 (77.8%)	7 (77.8%)	45	12 (26.7%)	10 (22.2%)

※心原性(心臓に原因がある)心肺機能停止傷病者のみ

消防局資料

## 監査委員の意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、「市有施設におけるAED(自動体外式除細動器)の設置及び管理等について」をテーマとした監査の結果に関する報告に添えて、意見を提出する。

AEDは、心臓に電気ショックを与え、正常な心臓の動きを取り戻すために用いる医療機器であり、突然の心停止の際に現場で行われるAEDを使用した救命処置は、迅速かつ的確になされることで、傷病者の救命率や社会復帰率を向上させる効果が期待できる。

一方で、AEDは薬事法に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適正な管理が行われなければ、その性能が発揮できず、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

そのため、緊急時に有効に使用できるよう、AEDを効果的かつ効率的に設置するとともに、適切な管理等を徹底していく必要がある。

今回の行政監査において、市有施設のうち、平成25年9月27日厚生労働省医政局長通知「自動体外式除細動器(AED)の適正配置に関するガイドラインについて(通知)」(以下、「ガイドライン」という。)でAEDの設置が推奨されている施設については、おおむねAEDが設置されていることを確認することができた。

しかしながら、管理状況等において、前述の監査結果に記載のとおり、一部の施設について、日常点検の未実施、消耗品等の使用期限の超過及び救命講習の未受講などの不適切な事例が見受けられた。

所管部局におかれては、今回の監査結果を真摯に受け止め、突然の心停止に対してAEDを使用した救命処置を円滑に行い、救命率及び社会復帰率の向上が図られるよう、以下に掲げる事項について検討し、改善に取り組まれることを要望する。

### 1 設置に関する基準の作成の検討

市有施設にAEDを設置するにあたっては、当該設置施設の利用状況等も勘案しつつ、効果的かつ効率的に設置することが望ましいが、本市におけるAEDの設置については、施設所管課が設置の必要性を個別に判断しており、全庁的に統一した設置に関する基準が定められていない。

そのため、保健福祉局におかれては、施設所管課が判断しやすいように、ガイドラインを踏まえ、より具体的な目安となるAEDの設置に関する基準の作成を検討されたい。

また、AEDの設置の効果を確認するためにも使用実績の把握に努められたい。

### 2 調達方法の見直し

AEDの調達にあたっては、できる限り経済的な方法で行うことが望ましい。

調査において、本市で契約しているAEDの購入及びリースの契約金額を比較したところ、購入及びリースのいずれの契約形態においても、1台ずつ単独で契約するよりも複数台を一括で契約した方が明らかに低額で調達できていた。一括して契約することで、契約額が低減できることから、可能な限り集約して一括契約するなど調達方法の見直しを検討されたい。

### 3 管理状況について

#### (1) 設置場所の工夫

AEDの設置場所については、平成18年5月29日保健福祉局長通知「自動体外式除細動器(AED)の設置及び管理について」(以下、「平成18年本市通知」という。)及びガイドラインにおいて設置場所の基準が示されている。

調査結果では、緊急時に迅速に対応できる場所に設置している施設が多く、大きな問題は認められなかったが、ガイドラインで示されている心停止のリスクがある場所や誰もがアクセスできる場所という視点を考慮すると工夫を要する事例も一部見受けられた。

また、学校は児童、生徒を対象とするだけでなく、地域住民も利用する施設であるが、夜間や休日等の施設開放時にAEDを使用できない学校が約6割あり、設置場所の選定に配慮が必要である。

設置場所の選定に際しては、ガイドラインの基準を踏まえた上で、施設の特性に応じた適切な設置場所となるよう工夫されたい。

#### (2) 効果的な表示の設置

平成18年本市通知では、AED設置個所及び建物の玄関又は玄関付近にAEDを設置している旨の表示をし、市民に周知することとなっているが、平成25年のガイドラインでは、本市通知にはない施設案内図へのAED配置図の表示などによりAED配置場所を周知することが示され、さらに、平成27年8月25日厚生労働省医政局長通知「自動体外式除細動器(AED)設置登録情報の有効活用について」においては、AEDが必要な時にAEDを設置している場所にたどり着けるよう誘導表示を充実させることが求められている。

調査結果では、「入口表示」及び「AED設置場所の表示」は約8割で設置されていた一方で、誘導表示については、約9割で設置されていなかった。

緊急時に速やかに正確なAEDの設置場所を認識してもらうため、施設の規模及び特徴を踏まえ、誘導表示を含めた効果的な表示の設置に努められたい。

#### (3) 日常的な点検及び消耗品等の管理の徹底

平成21年4月16日厚生労働省医政局長・同医薬食品局長通知「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について」では、AEDの設置者等はAEDの点検担当者を配置し、日常点検としてAED本体のインジケータのランプの色や表示を日常的に確認し記録すること、AED本体又は収納ケース等に電極パッドやバッテリーの交換時期を記載した表示ラベルを取り付け、交換時期を日頃から把握することとされている。

調査結果では、点検担当者を配置していた施設は約4割、点検を実施していたものは約6割、そのうち毎日点検を実施していたのは約3割、点検結果を記録していたのは約3割であった。

AEDの設置者等は、点検担当者を配置し、日常点検を確実に実施するとともに、日常点検の結果を適切に記録されたい。

また、AED本体や消耗品については、AED本体が耐用期間を経過していたもの、電極パッドの使用期限が切れていたもの及び消耗品の管理の表示ラベルを取り付けていなかったものなどが一部見受けられたことから、消耗品の交換時期を把握し、適切に交換を実施す

るため、他都市の事例等を参考に、毎月、AED本体の破損状況や消耗品の交換時期等を点検するなど、再発防止に向けて適切な管理を徹底されたい。

#### 4 指定管理施設への指導の徹底

AEDを設置している指定管理施設については、市直営施設と同様に、AEDの設置・管理等を行う必要がある。

調査結果では、AEDを設置している指定管理施設のうち、基本協定書又は実施協定書の仕様書(以下、「協定書等」という。)の中で、設置、管理及び救命講習の受講について規定していない施設が約7割あった。また、協定書等の規定の有無にかかわらず、AEDの管理等について市に報告させておらず、管理状況を把握していない施設が約7割あった。

指定管理施設の所管課におかれては、協定書等でAEDの設置、管理、救命講習の受講について規定するとともに、その実施状況を把握し、適切に指導されたい。

#### 5 救命講習の受講促進

ガイドラインでは、AEDの設置施設関係者は、より高い頻度でAEDを用いた救命処置を必要とする現場に遭遇する可能性があるため、AEDを含む心肺蘇生の訓練を定期的に受けておくことが必要であるとされ、平成16年7月1日厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用について」においては、2年から3年の間隔での定期的な再受講が望ましいとしている。

調査結果では、施設職員のすべてが過去に1度も救命講習を受講したことがない施設が14施設あり、救命講習を過去3年以内に受講した施設職員がいない施設は54施設あった。

施設に設置しているAEDを緊急の際に有効に活用できるようにするため、各施設はすべての施設職員が継続的かつ定期的に救命講習を受講できる機会を確保し、適切にAEDを使用できる体制を整えられたい。

また、保健福祉局及び消防局におかれては、施設職員の継続的かつ定期的な救命講習の受講を促進するよう周知を徹底されたい。

#### 6 正確な情報提供の推進

本市では、平成19年11月に設置場所の周知等を目的にAED設置情報の登録制度を開始し、同25年3月には、施設外への持出に対応できるAEDの登録が開始されており、民間も含めた登録台数は1,121台となっている。(同30年3月31日現在)

登録状況を確認したところ、登録場所が旧所在地のままであるなど、情報が正確でないものが一部見受けられた。

登録情報は、本市消防局の災害救急指令センターにおいて、救急要請の通報者への応急手当の指導等に役立てられていることから、施設所管課におかれては、正確な情報を提供するため、定期的に確認し、適宜情報を更新されるとともに、保健福祉局におかれては、正確な情報提供等について適切に指導されたい。